

## 東広島市就学援助扶助要綱の一部改正について

### 1 目的、概要

これまで就学援助費の請求、受領等は受給者が学校長に委任することができるとしていたが、令和3年度から学校給食費が公会計化されることに伴い、同費目については学校長ではなく市長が請求、受領等を行うこととなる。そのため、委任先の変更と、要綱における学校徴収金の費目を変更するもの。

### 2 改正箇所について

#### 東広島市就学援助扶助要綱

	(新)	(旧)
(就学援助の受領の委任) 第8条第2項	2 在校生就学援助の受給者は、就学援助の支給の請求、受領及び返納を、 <u>市長又は学校長</u> に委任することができる。	2 在校生就学援助の受給者は、就学援助の支給の請求、受領及び返納を、 <u>      </u> 学校長に委任することができる。
第8条第3項	3 在校生就学援助の受給者は、学校徴収金（ <u>                  </u> 修学旅行費その他就学のために必要な経費として、学校が保護者から徴収する金銭をいう。）を滞納した場合における就学援助の支給の請求、受領及び返納について、あらかじめ、学校長に委任するものとする。	3 在校生就学援助の受給者は、学校徴収金（ <u>学校給食費</u> 、修学旅行費その他就学のために必要な経費として、学校が保護者から徴収する金銭をいう。）を滞納した場合における就学援助の支給の請求、受領及び返納について、あらかじめ、学校長に委任するものとする。